

胎内市
中学生のスポーツ・文化活動
ガイドライン

令和2年12月
胎内市教育委員会

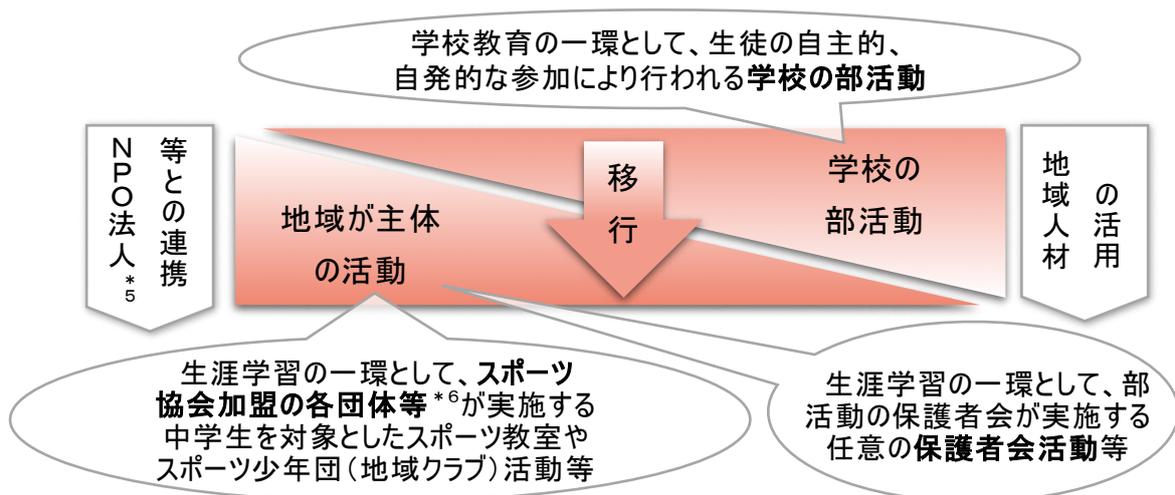
I ガイドライン策定の趣旨

中学生のスポーツ・文化活動にとって、これまで学校における部活動が大きな役割を果たしてきた。部活動は、スポーツ・文化活動に親しむ機会のみならず、社会性を育み、目標に向かって努力する大切さを体得する貴重な機会^{*1}であり、その意義は大きい。

しかし、スポーツ・文化活動に対するニーズが多様化する一方、少子化は急激に進み、小規模校のみならず中規模校にあってもこうしたニーズへの対応は難しい現状にある^{*2}。

さらに、部活動は学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務とされていること^{*3}を踏まえると、地域、保護者、学校(行政)が連携して、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる体制を整える取組を進めていく必要がある^{*4}。

については、部活動のみならず、生涯学習も含めた中学生のスポーツ・文化活動全体に関するガイドラインを策定し、地域、保護者、学校(行政)が連携して中学生のバランスのとれた健全な成長を支援するための指針とするものである。



※文部科学省の学校における働き方改革推進本部では「令和5年度以降、休日の部活動を段階的に地域移行」していくという方向性を示している^{*7}。

- * 1 「これからの部活動に関する意識調査報告」(児童生徒、保護者 R2.2、教員、スポーツ協会加盟団体 R2.6)では、保護者、教員、スポーツ協会加盟団体は「チームワーク・協調性」や「マナーや礼儀」といった社会性を重視し、生徒は「体力・技術の向上」や「よい成績」を重視している。
- * 2 市内中学校の生徒数(通常学級数)は10年前(H22)847人(30学級)、現在(R2)641人(22学級)、10年後(R12見込み)545人(19学級)と減少、それに伴い部活動の維持が難しくなっている。
- * 3 学校における働き方改革に関する中教審答申(H31.1)では、部活動は「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」に分類されている。
- * 4 同答申では今後の方向として「地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである。」としている。
- * 5 現在、市内にはスポーツ・文化の振興を目的とするNPO法人としてはNPO法人スポーツクラブたいないがある。
- * 6 現在、胎内市スポーツ協会には13の競技別連盟が加盟し活動している。
- * 7 文部科学省 第4回学校における働き方改革推進本部資料(R2.9.1)

Ⅱ 本ガイドラインの対象の活動及びその定義

部活動

学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動

・指導者

学校教職員(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第78条の2に規定する部活動指導員を含む。以下「部活動顧問」という。)又は、胎内市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱した外部指導者が指導に当たる。外部指導者は、部活動顧問と連携して部活動を指導することができる。

指導者は、本ガイドライン及び本ガイドラインに基づいて学校が作成したガイドラインを遵守する。

・活動時の保険等

学校で加入している日本スポーツ振興センターの災害共済給付による。

保護者会活動

生涯学習(社会体育)の一環として、部活動の保護者会が実施する任意の活動

・指導者

保護者会が委嘱した指導者が指導に当たる。教育委員会及びNPO法人スポーツクラブたいない(以下「スポーツクラブたいない」という。)は、指導者の人選等について支援するとともに、研修会を開催して適切な指導、運営等について支援する。

指導者は、本ガイドラインを遵守する。

・活動時の保険等

活動ごとに、公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入する、又はスポーツクラブたいないに加盟して保険適用を受ける。

中学生を対象としたスポーツ教室やスポーツ少年団(地域クラブ)活動

生涯学習(社会体育)の一環として、胎内市スポーツ協会(以下「スポーツ協会」という。)加盟の各団体等が実施する中学生を対象としたスポーツ教室やスポーツ少年団(地域クラブ)活動

・指導者

各団体等の指導者が指導に当たる。教育委員会及びスポーツクラブたいないは、研修会を開催して適切な指導、運営等について支援する。

指導者は、本ガイドラインを遵守する。

・活動時の保険等

活動ごとに、公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入する、又はスポーツクラブたいないに加盟して保険適用を受ける。

Ⅲ 活動時間及び休養日等の基準

生徒の心と体の健康に配慮して策定された国及び県の部活動に関するガイドラインの規定に基づき、活動時間及び休養日等に関し、以下の基準を定める。

1 活動時間及び休養日

<活動時間>

平日 長くても2時間程度

休日(長期休業中を含む。) 長くても3時間程度

<休養日>

週2日以上(平日1日以上、週休日(土・日)1日以上)

※長期休業中もこれに準ずる。

※大会や強化練習会への参加等で週休日(土・日)に連続して活動した場合は、休養日を他の日に振り替えるものとする。

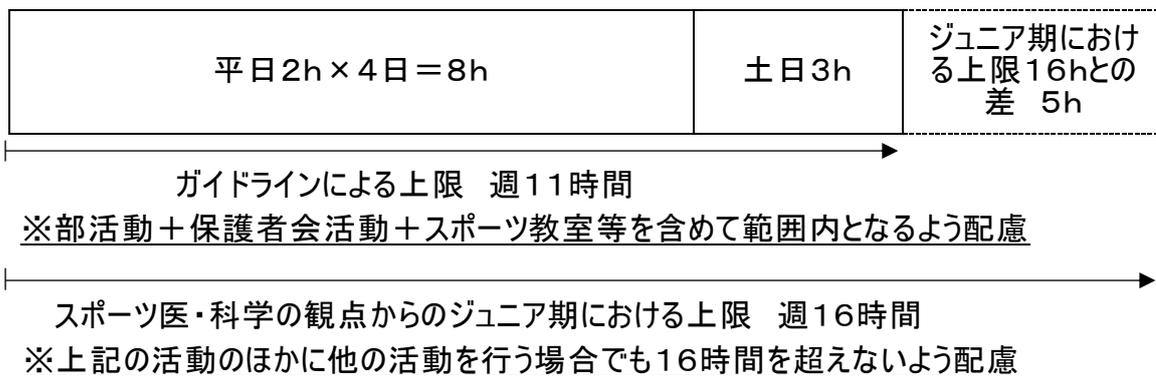
2 各活動の関係と活動時間等の上限

生徒の心と体の健康に配慮し、前頁で定義した活動を1人の生徒が1日に複数行わないよう配慮するものとする。また、1週間のうちに複数の活動を行う場合にも、1に示す活動時間及び休養日の範囲内で行うよう配慮するものとする。

なお、上記によれない場合でも、スポーツ医・科学の観点からジュニア期におけるスポーツ活動の上限とされている週16時間を超えないものとする*⁸。

また、前頁で定義した各活動については、各々独立した活動とし、一つの活動に参加したことによって他の活動への参加を強制されるものではない。

<活動時間の上限>



* 8 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(公益財団法人日本体育協会 H29.12.18)

3 活動自粛の基準

- (1) 定期テスト前の部活動停止期間は、活動を停止し学習に向かわせるよう配慮する。
- (2) 学校で法定伝染病等が流行し、部活動が停止になった場合は、活動を行わない。
- (3) 気象警報発令時及び環境省の熱中症予防情報で暑さ指数(WBGT)が危険となった場合は、活動を行わない。
- (4) その他安全確保が困難な状況等がある場合は、活動を行わない。

4 遠征、合宿等

遠征・合宿については、生徒の心身の状況に配慮するとともに、家庭の経済的な負担にならないよう十分配慮する。

なお、部活動の遠征、合宿については事前に当該校長の承認を得るとともに、宿泊を伴うものについては胎内市立小中学校管理運営に関する規則(平成 17 年規則第 14 号)の規定によりあらかじめ教育委員会に届出をすること。

5 その他

2頁で定義した活動とは別に実施される活動(市域を越えて広域で実施されるクラブ活動や部活動等とは別に保護者の責任で参加する練習会等)はこの基準にはよらないが、同頁で定義した活動の実施者は、生徒の活動状況の把握に努め過重負担とならないよう配慮する。

IV 各実施主体等の責務

1 中学校

- (1) 中学校は、本ガイドラインに基づき、各学校の「部活動にかかる活動方針」を作成し、生徒、保護者に周知して、部活動を運営する。また、学校のホームページへの掲載等により地域に公表する。
- (2) 活動方針に基づいた休養日等を設定した年間活動計画を作成し、活動方針とともに毎年4月末日までに教育委員会へ提出する。
- (3) 保護者会活動を実施しようとする部活動があった場合、本ガイドラインを示して生涯学習活動として適切に運営されるよう支援する。
- (4) 保護者会活動の活動状況の把握に努めるとともに、保護者会活動やその他の校外での活動を含めた全体で生徒に過度な負担にならない適切なスポーツ・文化活動が展開されるよう連携に努める。

2 保護者会

- (1) 保護者会活動を行おうとする保護者会は、部活動顧問を通じて学校長に申し出て、本ガイドラインに基づいて活動を運営する。その際、部活動等と連携を密にして、活動時間及び休養日等が本ガイドラインの範囲内となるよう配慮する。
- (2) 保護者会活動への参加は強制でなく任意であることを周知する。
- (3) 活動を開始するまでに、指導者、参加者ともに活動時の保険に加入する。(スポーツクラブたいたい加入して実施する場合は会員登録を行い、保険適用を受ける。それ以外の活動の場合は公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入する*⁷。)

3 スポーツ協会加盟の各団体及びスポーツ少年団

- (1) 中学生を対象としたスポーツ教室や中学生を対象としたスポーツ少年団(地域クラブ)活動を行うスポーツ協会加盟の各団体及びスポーツ少年団は、本ガイドラインに基づいて活動を運営する。その際、部活動等と連携を密にして、活動時間及び休養日等が本ガイドラインの範囲内となるよう配慮する。
- (2) 活動を開始するまでに、指導者、参加者ともに活動時の保険に加入する。(スポーツクラブたいたい加入して実施する場合は会員登録を行い、保険適用を受ける。それ以外の活動の場合は公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入する*⁹。)

* 9 スポーツクラブたいたい加入で適用される保険及び公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険は文化活動にも適用されます。

V 指導に当たっての留意事項

中学生のスポーツ・文化活動の指導に当たっては、技術的な指導、ルール等にかかる内容は当然のこと、生徒の心と体の健康や望ましい人間関係づくり等、様々な面に留意して指導する。

1 生徒の意欲や主体性の形成

生徒が自ら意欲をもって部活動に取り組めるよう、雰囲気づくりや心の面での指導工夫が望まれる。

指導者は、生徒の良いところを見つけ伸ばしていく肯定的な指導と叱ること等を場面に応じて適切に行っていくことに努めなければならない。

2 良好な人間関係形成やいじめ防止

結果や技術の向上だけにこだわるのではなく、励まし合い、お互いに支え合える仲間づくりを重視した指導を心掛ける必要がある。

指導者は、生徒のリーダー的な資質能力を育成するとともに、指導者と生徒との信頼関係や上級生と下級生、生徒間における良好な人間関係の形成に努めなければならない。

3 効率的・効果的な練習

生徒の発達段階を無視したハードで単調なトレーニングや長時間にわたる行き過ぎた練習は、生徒の心身に疲労を蓄積し、スポーツ障害等の要因になるばかりでなく、活動本来の目的を見失うおそれがある。

指導者は、自分自身のこれまでの実践や経験に頼るだけでなく、科学的な手法を取り入れ、効率的・効果的な練習方法等を検討・導入するよう努めなければならない。

4 体罰等の根絶

体罰は、いかなる場合においても絶対に許されない行為である。また、指導に当たっては、体罰のみならず、生徒の人間性や人格を否定するような発言や行為は許されないことを自覚する必要がある。

指導者は、次のような行為を絶対にしてはならない。

- ・蹴る・殴る等の暴力
- ・限度を超えたような肉体的・精神的負荷
- ・人格に対する否定的な発言
- ・パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントと判断される言葉や態度による威圧や威嚇

VI ガイドライン推進のための取組

本ガイドラインに基づいた活動を推進するため、教育委員会は次の取組を行う。

- 1 本ガイドラインについて、中学校及び保護者会、スポーツ協会加盟の各団体及びスポーツ少年団など関連する団体への周知を図る。
- 2 スポーツクラブたいないやスポーツ協会など関係団体と連携して次の取組を行う。
 - (1) 中学校の部活動指導員や外部指導者の発掘、育成に努め、希望する学校に配置、派遣するよう努める。
 - (2) 本ガイドラインに基づき、市内のスポーツ・文化団体等が実施する中学生を対象とするスポーツ・文化活動を共催等により支援する。
 - (3) 中学生のスポーツ・文化活動に関わる指導者等を対象に、資質向上のための研修会等を開催して、本ガイドラインに沿った活動が展開されるよう支援する。
- 3 本ガイドラインの改善について、中学校及び保護者会、スポーツ協会加盟の各団体及びスポーツ少年団など関連する団体と情報交換を密にして必要に応じて見直しを行う。
- 4 本ガイドラインに基づいた取組を推進するために、次の事務局業務をスポーツクラブたいないに委託する。
 - (1) スポーツ協会加盟の各団体及びスポーツ少年団等市内のスポーツ・文化団体への本ガイドラインの周知
 - (2) 本ガイドラインに基づき実施される中学生を対象とするスポーツ・文化教室等の実施団体の連絡・調整
 - (3) 中学生のスポーツ・文化活動に関わる指導者等を対象とした資質向上のための研修会等の開催